

令和4年度

# 事業計画及び予算

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

# 目 次

1	令和4年度事業計画	・・・・・・・・・・ 1
2	令和4年度予算書	・・・・・・・・・・ 7

# 一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

## 令和4年度 事業計画

令和元年(2019)10月に消費税率が10%に引き上げられ、いわゆる「社会保障と税一体改革」は制度的に完了したが、当時の政府は、平成29年9月に我が国の社会保障制度を全世代型に転換する方針を表明し、関係閣僚及び有識者からなる「全世代型社会保障検討会議」が令和元年9月に設置された。

同会議は、令和2年12月に最終報告（「全世代型社会保障改革の方針」として閣議決定）を取りまとめ、この報告の内容は、順次法改正・制度見直しにつながっている。

具体的には、公的年金分野においては、受給開始時期の選択肢の拡大、厚生年金（被用者保険）の適用範囲の拡大等を盛り込んだ「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年5月29日に、医療保険分野においては、後期高齢者医療における窓口負担の見直し、育児休業中の保険料免除要件の見直し等を盛り込んだ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月4日にそれぞれ成立し、令和4年4月、10月を主軸として順次、施行されている。

一方、当該最終報告後の「全世代型社会保障」の構築・検討については、全世代型社会保障検討会議最終報告において「改革の実施状況のフォローアップを行いつつ、さらなる改革を推進すること」と示されるほか「骨太方針2021」において「団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革」等で、総合的な検討を進める旨が明記されるなど、継続的に検討する方向性が示されていた。

このような中、令和3年10月8日の岸田首相の所信声明で、その基本方針（閣議決定）で「新しい資本主義の実現」の方針が示され、そのコンセプトの一つである「成長と分配の好循環」の基盤を為すものとして、全世代型社会保障の構築が位置付けられ、その構築・検討が継続されることになった。

以上の経緯を経て、現在、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障改革担当大臣の下に全世代型社会保障構築会議（座長＝清家篤氏）が設置されている。

同構築会議は、令和3年11月9日に初会合が開かれており、今後、医療、介護、年金保険の持続可能性実現に向けた活発な議論が行われると見込まれる。

地方公務員共済組合協議会（以下、「協議会」という。）としては、今後、これら政府及び関係機関において、検討される事項や施策のうち、地方公務員共済制度と密接に関連する事項について、調査・研究・情報の収集に重点を置きつつ、関係共済組合等の協力を得て次の事業を行うものとする。

### 1 調査・研究事業と情報提供事業

#### (1) 医療関係におけるマイナンバーを利用した情報連携

医療関係におけるマイナンバーを利用した地方公務員共済組合と地方公共団体等との情報連携については、平成30年10月から運用が開始された。

当該情報連携を地方公共団体等と行うにあたっては、政府が設置した情報提供ネットワークシステムとの中間に位置する中間サーバーを経由して行うこととなるため、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）が開発・設置した当該中間サーバーの利用契約（以下、「中間サーバー利用契約という。」）が必要であり、令和元年度の間接サーバー利用契約からは、協議会が各共済組合からの委任を受けて、支払基金と契約締結を行っている。

協議会としては、今後も情報連携業務が滞りなく行われているか、支払基金から必要な事項の情報提供を受けるなど、各共済組合と支払基金との間に立ち、所要の連絡調整事務を行う。

## （２） 年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携

年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携については、地方公務員共済組合から地方公共団体等への情報照会については、令和元年 7 月 1 日から、地方公共団体等から地方公務員共済組合への情報照会については、令和元年 10 月 30 日から開始されている。

協議会としては、今後も、当該情報連携業務が適正に行われるよう注視していく。

## （３） オンライン資格確認等システムの導入について

### ① オンライン資格確認等システムの概要

オンライン資格確認等については、その導入等を盛り込んだ「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が令和元年 5 月 15 日に可決・成立し、オンライン資格確認等の導入が法制化された。

オンライン資格確認等については、被保険者の資格履歴を個人単位で一元管理するため、支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「支払基金等」）が管理・運営することとなっているオンライン資格確認等システムを各医療保険者が利用し、行うこととなっている。

### ② 本格運用の延期

オンライン資格確認等システムの本格運用については、当初、令和 3 年 3 月とされていたが、令和 3 年 3 月 26 日に行われた社会保障審議会医療保険部会において「医療機関等・保険者における現状と課題を踏まえ、オンライン資格確認については、システムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から、プレ運用を継続したうえで、遅くとも薬剤情報の閲覧開始を予定している 10 月までに、本格運用を開始する。」と延期されることになった。

### ③ 本格運用の開始と今後の課題

上記①のとおりプレ運用を経て、令和 3 年 10 月 20 日に本格運用が開始された。本格運用開始により、プレ運用から提供されていたオンライン資格確認、医療機関等による特定健診等情報の閲覧に加え、医療機関等による薬剤情報の閲覧、審査支払機関によるレセプト振替機能の運用が新たに開始されている。

なお、今後の課題としては、10 月 20 日時点でのオンライン資格確認等システム（顔認証付カードリーダーシステム等の準備）の導入が完了し、運用開始を行っている医療機関・薬局が、1 万 1676 施設で全体の

5.1%にとどまっていること（第 146 回、社会保障審議会・医療保険部会）また、マイナンバーカードの健康保険証の利用の登録申請の割合が、マイナンバーカード交付枚数の 10.9%にとどまっていること（第 145 回 社会保障審議会・医療保険部会）などがあげられており、今後、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの導入の加速化、マイナンバーカードの健康保険証利用についての周知と普及への取組みが必要とされている。

④ 共済組合としての今後の留意事項と当協議会の取組み

令和 3 年 10 月から開始されたレセプト振替機能については、運用開始後、その仕様に問題等が発見されているため、今後の運用状況に留意を要する。

また、データヘルス改革の分野であるが、オンライン資格確認等システムを基盤として今後新たに運用又は開発が予定されている i) 医療情報の拡充（令和 4 年夏頃運用開始予定）及び ii) 電子処方箋システム（令和 5 年 1 月から検証期間として運用開始予定）についても、導入やその運用経費等について留意を要する。

当協議会としては、オンライン資格確認等システムの運用が適切に行われているか引き続き情報収集に努めるとともに、「オンライン資格確認等検討会議」及び「オンライン資格確認等検討会議ワーキンググループ」並びに総務省、厚生労働省及び支払基金を通じ、共済組合と連絡を密にし、上記の事項その他のオンライン資格確認等システムに関する事項について、情報収集に努め、注視していく。

**（４） 特定健診・保健指導関係**

① 後期高齢者支援金加算・減算制度に係るこれまでの検討状況

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診」、「保健指導」）は、保険者の法定義務であるが、その実施率を上げるインセンティブとして、特定健診及び保健指導の実施率等を後期高齢者支援金の加算又は減算に反映する仕組みが設けられている。この仕組みは、平成 25 年度から導入され、第 2 期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の最終年度の 29 年度までは加算率が 0.23%、減算率が 0.05%で運用されてきた。

第 3 期特定健康診査等実施計画（平成 30 年度～令和 5 年度）からは、仕組みを見直し、これまでは全制度を対象に加減算を適用していたが、対象保険者を健保組合等と共済組合に限定し、段階的に加算対象基準を拡大するとともに、加算率が引き上げられ、減算においては特定健診・保健指導の実施状況のみならず、広く保健事業の取り組みを評価する総合評価指標が導入等された。

令和 2 年度は、第 3 期特定健康診査等実施期間の中間見直しの時期にあたり、令和 2 年 11 月に開催された第 40 回保険者による健診・保健指導等に関する検討会において、第 3 期特定健康診査等実施期間後半（令和 3 年度～令和 5 年度）の加算・減算制度の見直しが行われた。

共済組合の場合、特定健診における加算対象については、令和 3 年度は「57.5%」、令和 4 年度は「65%未満」、令和 5 年度は「70%未満」とされ、特定保健指導については、令和 3 年度は「10%未満」、令和 4 年度

は「11.7%未満」、令和5年度は、令和元年度の実績をもとに、令和3年度中に加算対象の上限を設定することとされたところ<sup>(※)</sup>。

加算率については、令和2年度までは、特定健診と保健指導にそれぞれ最大5%を設定し、合わせて最大10%までとしていたが、令和3年度以降、特定健診か保健指導のどちらか一方の実施率が低い場合でも、最大10%を加算する（合計で10%を超える場合は、10%）こととされた。

一方、減算については、中間見直しでは減算対象保険者の裾野を拡大する観点から、減算要件の緩和（実施率45%→30%）のほか減算を評価する総合評価指標の見直し等が行われた。

(※) 令和5年年度における保健指導の加算対象は、第44回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和4年1月19日開催）において示され、共済組合は「13.5%未満」とされた。

## ② 特定健診・保健指導に係る今後の検討状況

令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・保健指導に関する技術的な事項についての検討を行うため、関係者の参集を求め、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」（以下「第4期見直し検討会」）が厚生労働省に新たに設置され、第1回目が令和3年12月に開催されており、当協議会も構成員として参画している。

## ③ 当協議会の今後の取組み

今後、協議会としては、協議会が参画している「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」及び地方公務員共済組合が参画している「実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ」、「後期高齢者支援金の加算・減算制度検討ワーキンググループ」並びに第4期見直し検討会又は厚生労働省を通じ、後期高齢者支援金に係る加算減算に関すること、コロナ禍における保健指導の運営方法その他の特定健診・保健指導の実施・運営に関すること、第4期特定健康診査等実施計画等について、情報収集又は情報交換を行い、適宜、各共済組合に対し、必要な事項について、情報提供を行う。

## (5) その他共済組合事業

長期給付制度、資金運用、貸付制度等福祉事業、宿泊施設及び保健施設の運営のあり方、共済組合における監査のあり方など、共済組合事業全般についての調査研究を行う。

## (6) その他事項に係る会員への連絡調整・資料提供

前記に掲げる事項以外の調査・研究に伴い、収集し又は作成した資料については、必要に応じ、速やかに会員及び関係機関に連絡のうえ、資料等の情報を提供する。

## 2 関係機関との連絡調整事業

### (1) 総務省等との連絡調整

総務省、文部科学省及び警察庁のほか、共済制度に関連する諸制度を所管する財務省、厚生労働省等との連絡を密にし、制度の改正、その他共済組合の給付及び事業に関する情報の入手に努めるとともに、各種審議会等の審議の状況等を把握し、共済組合等にその動向を提供する。

## (2) 要望書等の提出

共済制度の整備改善事項について、各共済組合等からの意見の申出又は要望等の取りまとめを行い、所管官庁を含む関係機関に対し、要望書等の提出を行う。

## 3 事業年報の発行事業

地方公務員共済組合の給付及び事業に関する統計資料として「地方公務員共済組合等事業年報」を発行し、正会員、賛助会員及び関係機関に配付する。

## 4 研修及び人材の育成事業等

### (1) 業務調査部会等

共済組合の職員等を対象に、必要に応じ、業務調査部会など共済制度の改正に関する説明会等を開催し、共済事業の円滑な運営に資する。

### (2) 賛助会員懇話会

正会員及び賛助会員を対象に「賛助会員懇話会」を開催し、共済組合制度について一層の理解を深める。

### (3) 共済資金運用セミナー

正会員及び賛助会員を対象に年金資金の運用に関する「共済年金資金運用セミナー」を開催し、年金資金運用の重要性について一層の理解を深める。

### (4) 社会保障制度研究セミナー

正会員及び当該正会員である連合会を構成する地方公務員共済組合の幹部職員を対象に、社会保障制度研究セミナーを開催し、年金制度ほか共済組合の事業に関連する年金以外の医療、介護などの社会保険制度並びに疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、一層の理解を深めてもらう。

## 5 契約代理事業等

### (1) 契約代理事業

各共済組合からの委任により、当協議会が各共済組合の代理人として、関係機関と締結している契約に係る契約事務などを行う。

なお、主な契約等は次のとおりである。

- ① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約及び特定健診等費用決済等契約並びに出産費等支払契約
- ② 社会保障・税番号制度の中間サーバー等情報連携事務及びオンライン資格確認等事務に関する契約
- ③ 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費等支払契約
- ④ 特定健康診査等に係る全国組織の実施機関との契約
- ⑤ 各都道府県単位で行う特定健康診査等に係る実施機関との契約に関する共済組合からの委任状の取次・回送業務
- ⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する契約

### (2) 地共済年金情報システム事業

令和3年4月から開始・運用されている地共済年金情報ホームページシステムが遅滞なく稼働・運用されているか、「地共済年金情報ホームページ

システム委員会」を通じ、引き続き注視していく。

また、令和元年度及び令和 3 年度に実施された内閣サイバーセキュリティセンターによる監査において指摘された事項に対する改善措置の取組み（フォローアップ）に係る対応については、「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、各共済組合等とも連絡を密に図りながら連携を図り、適切に対応を行っていく。

なお、地共済年金情報 WEB サイトの運営については、今後も運営主体である各共済組合と「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、連絡を密に図りながら、課題等に対して検討等を行っていく。

### (3) その他

その他必要な事業を行う。



# 令和4年度予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収益			
正会員会費収益	25,000	25,000	0
賛助会員会費収益	9,300	9,300	0
会費収益計	34,300	34,300	0
②事業収益			
地共済年金情報システム事業負担金収益	60,601	61,708	▲ 1,107
研修会等事業負担金収益	1,576	1,576	0
事業収益計	62,177	63,284	▲ 1,107
③雑収益	31	31	0
雑収益計	31	31	0
経常収益計	96,508	97,615	▲ 1,107
(2) 経常費用			
①事業費			
給料手当	9,553	9,692	▲ 139
臨時雇賃金	3,065	3,154	▲ 89
退職給付費用	4,926	465	4,461
福利厚生費	1,948	1,042	906
会議費	6,436	6,736	▲ 300
図書購入費	313	323	▲ 10
消耗品費	100	90	10
印刷製本費	1,786	1,779	7
賃借料	314	1,172	▲ 858
賃借料負担金	2,651	2,430	221
委託費	59,279	61,538	▲ 2,259
通信運搬費	597	700	▲ 103
減価償却費	111	66	45
租税公課	1,408	1,605	▲ 197
事業費計	92,487	90,792	1,695
②管理費			
給料手当	1,432	1,453	▲ 21
臨時雇賃金	0	0	0
退職給付費用	739	70	669
福利厚生費	292	156	136
会議費	1,715	1,715	0
図書購入費	47	49	▲ 2
交際費	500	500	0
消耗品費	15	14	1
印刷製本費	80	80	0
賃借料	47	176	▲ 129
賃借料負担金	398	364	34
旅費交通費	5	225	▲ 220
委託費	1,322	1,322	0
通信運搬費	89	105	▲ 16
負担金	528	526	2
租税公課	42	52	▲ 10
雑費	22	16	6
管理費計	7,273	6,823	450
経常費用計	99,760	97,615	2,145
当期経常増減額	▲ 3,252	0	▲ 3,252

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 3,252	0	▲ 3,252
一般正味財産期首残高	32,922	28,328	4,594
一般正味財産期末残高	29,670	28,328	1,342
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	29,670	28,328	1,342

(注) 借入金限度額 10,000,000円